

施行から1年、本格的な対応が不可欠に

進む管理・回収・廃棄の厳格化

フロン排出抑制法の注意点と対策

空調・熱源機器や冷蔵・冷凍庫などの冷媒として広く用いられてきたフロン類。しかし、このフロン類がオゾン層の破壊につながる原因物質であると同時に、地球温暖化を引き起す温室効果ガスであることは周知の事実であり、世界的にフロン類の回収と代替物質の使用が進んでいる。日本でも、昨年4月1日、業務用の冷凍空調機器で冷媒として使用されるフロン類を規制する「フロン排出抑制法」が施行された。業務用のビルでは現在もあらゆる場面で多くのフロン類が使用されている。この法律によってビルの所有者及び管理者は、どのような点に留意すべきか。施行から1年が経過した今、改めて考えてみたい。

罰則規定もある改正法 経営者の負担は増大

日本では80年代後半からオゾン層破壊につながる物質の使用を規制する施策が打ち出され、昭和63年に「オゾン層保護法」が制定された。これにより破壊処理の実施が義務づけられてきた。空調・熱源機器などに冷媒として使用されてきたフロン類の回収・破壊処理は、この「フロン排出抑制法」によって厳格化され、罰則規定も設けられた。この点検によって、フロン類の漏れや回収率の低下などが指摘され、経営者の負担は増大している。また、点検費用の増加も経営者の負担となっている。

独自の教育プログラムで点検業務のコスト削減を提案

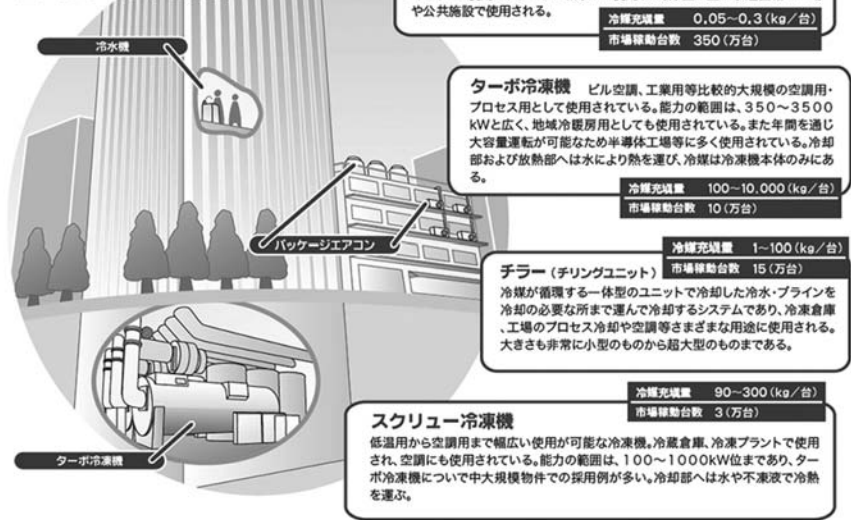
フロン排出抑制機構



理事長 長嶋 実氏

国は法整備で積極的な対応を進めてきたが、中小企業の認知度が低く、点検を受ける企業が少ない状況です。当機構では、独自の教育プログラムを実施し、経営者の負担を軽減し、点検業務のコスト削減を提案しています。また、点検費用の削減も経営者の負担を軽減し、点検業務のコスト削減を提案しています。

オフィスで...



▲オフィスビルでは空調・熱源など様々な場面でフロン類が使用されている(出典：環境省、経済産業省、国土交通省「フロン排出抑制法パンフレット」)

建物を育て 未来へつなぐ

——“建てる”から“育てる”時代へ——

ハートフル♥エンジニアリング
株式会社 アサヒ ファシリティズ

建物総管理事業／不動産事業／保険代理事業

本社：〒136-0076 東京都江東区南砂2丁目5番14号 TEL.(03) 5683-1181

営業拠点：札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・京都・神戸・高松・広島・福岡

URL: <http://asahifm.com/>

「建物を育て 未来へつなぐ」、「ハートフル♥エンジニアリング」は当社登録商標です。

